

国教総収第207号
令和5年3月7日

国立市立国立第一中学校
PTA会長 村田 雅世 様

国立市教育委員会
教育長 雨宮 和人

教育環境改善要望書（回答）

令和4年11月7日付けで提出された要望について、以下のとおり回答します。

記

1. 防犯関係

- ・さくら通りが夕方から夜にかけて暗い。
- ・富士見台第一団地の中通りが夕方から夜にかけて暗い。

→道が暗くて危険なので街灯を増やすことを要望。

(回答) 要望箇所の街路灯につきましては、等間隔で設置されているため、数を増やす予定はございません。(道路交通課)

2. 交通関係

- ・民家の塀が崩れかかっている。歩行者の通行の支障。

→事故が起こる前に早急に撤去要望。

(回答) 第五小学校の通学路合同点検時に壁の修繕を継続して依頼しています。(教育総務課)

- ・三小通りが狭く、車通りが多く危険。

→車道にガードパイプ等の設置要望。

(回答) 幅員が狭いため、ガードパイプ等の設置は困難ですが、三小通りは昨年度カーナビの案内経路を取りまとめている協会へカーナビ案内を避けていただくよう要望させていただきました。また、学園通りへ促す看板についても設置いたしました。(道路交通課)

- ・旭通りとの交差点、自転車と歩行者の接触事故対策

→歩車分離式信号へ交換要望。

(回答) 信号機設置の管轄は警察となります。折を見て立川警察署へ要望します。当該箇所については第二小学校の通学路合同点検時に、歩車分離式信号の件等について警察に報告しています。(教育総務課)

・旭通りとの交差点、横断歩道はあるが自動車が停止しない。

→横断旗設置及び信号機設置の要望。

(回答) 当該通りについては第三小学校の通学路合同点検の際に、立川警察署に取り締まりを依頼いたしました。(教育総務課)

・一橋大学北側、大学通りの横断について

→歩行者の横断禁止標識はあるが、頻繁に横断している為、信号設置要望。

(回答) 信号機設置の管轄は警察となります。折を見て立川警察署へ要望いたします。当該箇所については歩行者の横断禁止地区でもあるため、学校における交通安全指導を依頼いたします。(教育総務課)

・富士見通り公民館先の交差点、横断に支障あり

→歩車分離式信号の設置要望。

(回答) 信号機設置の管轄は警察となります。折を見て立川警察署へ要望いたします。なお、第八小学校の通学路合同点検の際に、立川警察署に取り締まりを依頼いたしました。(教育総務課)

・富士見通り北西五差路交差点自転車の飛び出しが多い。

→事故防止の注意喚起、注意標識設置要望。

(回答) どの方面からの飛び出しが多いか等、設置希望箇所の詳細を当課までご相談いただけますと幸いです。また、自転車の取り締まりについても立川警察署に依頼いたします。(道路交通課)

・グルメシティ国立南側交差点にて車両接触事故有り。

→事故防止の注意喚起、注意標識設置要望。

(回答) 第七小通学路合同点検時に看板変更の要望があり、11月末にスクールゾーン啓発から横断注意啓発へ内容が変更されました。(教育総務課)

以上